

静岡県告示第237号

昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)の規定による水域類型の環境基準を達成するために必要な期間（昭和47年静岡県告示第510号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

別表中	「	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川B	直ちに達成	」	を
	「	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	」	に、
	「	狩野川下流	神島橋より下流	河川A	直ちに達成	」	を
	「	狩野川下流	神島橋より下流の狩野川本流	河川AA	直ちに達成	」	に、
	「	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川B	5年以内で可及的速やかに達成	」	を
	「	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川A	直ちに達成	」	に、
	「	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川A	直ちに達成	」	を
	「	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川AA	直ちに達成	」	に、
	「	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川A	直ちに達成	」	を
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川A	直ちに達成			

瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川A A	直ちに達成	に、
朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川A A	直ちに達成	

湯日川	湯日川本流	河川B	直ちに達成	を
-----	-------	-----	-------	---

湯日川	湯日川本流	河川A	直ちに達成	に、
-----	-------	-----	-------	----

勝間田川	勝間田川本流	河川B	直ちに達成	を
------	--------	-----	-------	---

勝間田川	勝間田川本流	河川A	直ちに達成	に、
------	--------	-----	-------	----

菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川B	直ちに達成	を
------	--------------	-----	-------	---

菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川A	直ちに達成	に、
------	--------------	-----	-------	----

太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川A	直ちに達成	を
太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川B	直ちに達成	

太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川A A	直ちに達成	に、
太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川A	直ちに達成	

逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川A	直ちに達成	を
------	--------------	-----	-------	---

逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川A A	直ちに達成	に、
------	--------------	-------	-------	----

「

敷地川	敷地川本流	河川B	直ちに達成
-----	-------	-----	-------

」を

「

敷地川	敷地川本流	河川A	直ちに達成
-----	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。